

福祉・介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人同心会（以下、「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下、「特定加算制度」という。）に基づき法人の福祉・介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下、「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定める福祉・介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。但し、研修等で職員として在籍していない者を除く。

（支給額）

第3条 特定加算金の支給は加算金の振込額から社会保険料等の事業主負担額を差引いた額を支給する。

2 支給額は法定の3段階に分類し、其々の平均支給額は3：2：1とする。

3 其々の段階における配分は、福祉・介護に携わった評価による。

（支給）

第4条 特定加算金の支給は、毎月の給与支給日に特定処遇手当として給与に上乗せして支給する。

（在籍の限定）

第5条 特定加算金の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

（経験・技能のある福祉・介護職員の基準）

第6条 経験・技能のある福祉・介護職員の基準は、原則、勤続10年以上の福祉・介護職員とする。但し、勤続年数には他の福祉・介護施設等の経験年数を含むことができる。

2 勤続10年未満の福祉・介護職員であっても、特別技能が優れている者として法人が判断した場合は、10年以上の経験がある者として見做す。

（その他）

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2. この規程は、令和3年6月1日から施行する。

3. この規程は、令和5年6月1日から施行する。